

独立行政法人国立病院機構における研究データの公開に関する基本方針（データポリシー）

令和3年3月4日

1. 目的

独立行政法人国立病院機構（以下、国立病院機構）において、研究活動を通して取得・作成したデータの公開について、その基本方針を定める。国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図る。本基本方針に基づいて、国立病院機構の研究活動を通じて取得されるデータが幅広く利活用されることで、わが国全体の公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2. 対象となる研究データと公開範囲

本基本方針における研究データとは、国立病院機構において、その研究活動を通じて取得・作成したデータ、そのメタデータ及び研究成果として公開したデータとする。研究データは、特段の定めがある場合を除き、可能な限り社会に公開する。個人情報保護や知的財産権保護の観点、また公開により国民の利益に反する恐れのある情報等、国立病院機構が公開は適当でないと判断するデータについては、公開の対象外とする。

3. データの管理・保存・運用

国立病院機構及び研究者は、研究データの適切な管理・保存に努める。特に、国立病院機構は、法的及び倫理的要件に則り、公開データの管理及び利用を促進するための運用を進める。

4. データの帰属

国立病院機構の研究データは、別に定める場合を除き、国立病院機構に帰属することを推奨する。データの取得・作成が、他の研究機関等と共同で行われた場合の帰属については、それら研究機関等との取り決めによる。

5. データの公開期間と利用条件

研究データは、研究者の論文投稿前の期間、研究者の権利や出版社等との契約に基づく場合などの公開猶予期間を過ぎた場合、速やかに研究データを公開するものとする。また、公開後も国立病院機構が公開は適当でない判断した場合には、研究データの公開を打ち切る。

公開された研究データを利用した研究結果等を論文や報告書等に掲載する場合は、国立病院機構が公開した研究データを利用した旨を明記すること。研究データは原則無償で公開されるが、その種類及び利用目的等により、有償とする場合がある。

6. 免責

国立病院機構は、公開された研究データの利用によって生じる一切の損害についての責任を負わない。

7. その他

この基本方針は、令和3年4月1日から適用するものとし、必要に応じて随時見直しを行い改定する。